

## V 企業内人権啓発推進員制度

平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申において、同和問題に関する国民の差別意識の解消に向けた教育及び啓発については、引き続き積極的に推進する必要がある、今後は同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として再構築し推進すべきと指摘され、これを受けた閣議決定「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」において、事業主に対する指導・啓発事業は「人権教育のための国連10年」との関連において、人権教育、人権啓発の事業に再構成して推進することとされました。

これに伴い、労働省（現厚生労働省）の「企業内同和問題研修推進員制度」は、平成9年度から、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識のもとに、職業選択の自由を確保するための公正な採用選考システムの確立をめざした人権啓発として実施することとされ、その名称が「公正採用選考人権啓発推進員」と変更されました。

京都府内においては、昭和54年度から関係9機関\*で構成する「京都人権啓発行政連絡協議会」の取組みとして、「企業内人権啓発推進員制度」（旧：企業内同和問題啓発推進員制度）を推進してきております。

### ※ 関係9機関

京都地方法務局、近畿財務局京都財務事務所、京都労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、近畿地方整備局、京都府、京都市

### ◇ 企業内人権啓発推進員の役割

- ① 企業内の同和問題などの人権啓発推進体制の確立及び啓発推進計画の策定、推進
- ② 企業内の従業員採用計画に伴う選考方法等公正な採用選考システムの確立
- ③ 推進員として、人権問題の正しい理解と認識を深めていただくための研修会、講演会等への出席
- ④ その他人権尊重を配慮した職場環境の整備

### ◇ 選任

従業員30人以上（国の制度では100人以上）の事業所に設置をお願いしております。また、企業内人権啓発推進員は、当該事業所において、上記の役割を中心的に果たしていただく必要があることから、**人事担当責任者など、従業員の採用・選考、雇用管理等に関する事項について相当の権限を有する方を選任していただくようお願いします。**なお、啓発推進員を新設または変更をされた場合は、「企業内人権啓発推進員名簿」（P100参照）により管轄のハローワーク（P140参照）あて届け出をお願いいたします。

〔制度についてのお問い合わせ先〕

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451

京都労働局職業安定部職業対策課 (TEL：075-275-5424)

## ○部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。